新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第１項の規定に基づき、令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和５年５月８日
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室